

定額減税補足給付金(不足額給付)^(※) 申請書

※ 定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した補足給付金(調整給付)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：定額減税補足給付金(調整給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

申請期限

令和7年
9月30日(火)必着

境港市長 様

下記の【誓約・同意事項】をすべて確認しチェックしました。すべての内容に誓約・同意の上、申請します。

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、境港市において支給要件に該当するか審査を行います。
審査の結果、給付金の支給対象となる方へは確認書を、支給要件に該当しなかった方には却下通知を記入いただいた現住所に送付します。
給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年1月2日以降に他の市区町村や海外から境港市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い境港市において算定した支給額が支給されます。境港市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額：3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額：1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 定額減税補足給付金(調整給付)の額

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、境港市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 裏面 **提出書類** ②を提出できない場合は、市が入手できる令和6年度個人住民税情報をもとに推計した定額減税補足給付金(不足額給付)を算定することに同意します。

裏面も必ずご確認ください

申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名 (印)

提出書類

- ☐ ①『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面下段)
☐ 申請者(または代理人)の氏名など(裏面上部)
☐ 署名(裏面下部)
- ☐ ②『定額減税補足給付金の支給確認書、支給決定通知書 などの写し(コピー)』
※ 令和6年に給付された定額減税補足給付金(調整給付)の額がわかる資料をご用意ください。
- ☐ ③『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- ☐ ④『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和6年分所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ ⑤『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書等の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名